

米粉利活用促進事業実施要領

第1 事業の目的

輸入小麦等の価格高騰に対応し、米粉を「小麦の代替品」としてのみならず「食の可能性を広げる素材」として新たな利活用を進めるため、食品製造事業者の取組を支援するとともに、消費者に米粉製品や活用方法等を広くPRし、消費拡大を図る。

第2 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第3から第10までに定めるほか、別記に定めるものとする。

第3 事業の実施手続き

1 事業実施計画書の承認申請

本事業を実施しようとする事業実施主体は、別に定める事業実施計画書等を農林水産部長に提出するものとする。

2 事業実施計画書の承認

農林水産部長は、1により提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる場合は、事業実施主体に対し承認する旨の通知を行うものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施計画の次に掲げる変更については、1及び2に準じて行うものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業に要する経費の30%を超える増減

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度とする。

第5 補助金の取扱い

補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水産部農業経済課関係補助金等交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）に基づくものとする。

第6 実績報告

事業実施主体は、事業完了後、速やかに補助金交付要綱に基づく事業実績報告書を知事に提出するものとする。

第7 事業実施後の措置

1 実施状況報告

事業実施主体は、事業実施翌年度から3年間、当該年度の事業実施状況について別に定める様式に取りまとめ、翌年度の5月末日までに農林水産部長に報告するものとする。

2 指導等

県は、1に基づく報告の内容で、目標等が未達成となっている場合にあつては、事

業実施主体から要因分析と対策等の報告を求めるとともに、適切な指導助言を行うことができるものとする。

第8 推進体制等

県は、事業実施主体に対し、適切に事業が実施できるよう、必要に応じて助言・指導等を行うものとする。

第9 書類の保管

事業実施主体は、本事業に関する書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

米粉製品開発等支援事業

第1 事業内容等

県内の食品製造事業者が行う県産米粉を活用した新商品の開発等に必要な経費に対し助成する。

1 事業実施主体

県内の食品製造事業者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ①秋田県内で営業する個人あるいは本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- ②国税又は地方税の滞納がないこと。ただし、課税庁が認めた納入計画を立てている者を除く。
- ③秋田県又は公的機関からの融資（間接融資を含む）等を受け、その債務の履行を怠り、又は滞っていない者。ただし、債権者が認めた返済計画等があるものを除く。
- ④秋田県暴力団排除条例第2条第1項及び第2項に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続きの開始の申立をしている者、若しくは再生手続きの開始が申立されている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く）、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者、若しくは更生手続き開始の申立がなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続きの決定を受けた者を除く）でないこと。

2 対象となる活動

補助対象となる活動は次のとおりとする。

- (1) 県産米粉を活用した商品開発（パン、菓子等）に向けた試作・評価に要する経費
- (2) 開発した県産米粉製品のPRに要する経費
- (3) その他、県産米粉の利活用に特に必要と認められる経費

3 対象経費

補助対象経費は、次によるものとする。

費目	補助対象経費
需用費	・新商品開発に必要な原材料等の購入費、容器等消耗品購入費 ・パンフレット・パネル等の印刷製本費 等
役務費	・製粉、試作手数料、特性等の分析手数料 ・品質検査 等
委託費	・容器等のデザイン委託費用、コンサルタント費用 等
その他	・農林水産部長が必要かつ適当と認めるもの

4 補助率

補助率は、事業費のうち消費税（消費税及び地方消費税をいう。）を除いた額の1/2以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

ただし、1事業実施主体当たりの補助金額の上限を30万円とする。

第2 成果目標

成果目標は、事業実施翌年度から3年後の米粉製品の販売額が、県補助金額と同額以上であることとする。

第3 実施計画書の審査

実施要領第3の2に基づく事業実施計画の承認にあたっては、必要に応じて審査要領を定めるなど厳正で公正な審査を行う。

第4 新商品のPR

本事業の実施主体は、当該年度内に開催予定の米粉製品のPRイベントに、新商品を含む米粉商品を出展すること。

第5 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画書（実績書）（様式第1号）
- 2 事業（変更）実施計画承認申請（様式第2号）
- 3 事業（変更）実施計画承認通知（様式第3号）
- 4 事業実施計画不承認通知（様式第4号）
- 5 事業実施状況報告書（様式第5-1号）
- 6 事業実施状況報告書（様式第5-2号）